

次に、こども誰でも通園制度についてお伺いします。

保育所等を利用していないゼロ歳から2歳児を育てている家庭の育児不安が高まっていると言われていています。そのような家庭が利用できるものに、一時預かり事業があります。この事業の利用者の中には、こども誰でも通園制度に期待する声があります。

一方、通常の保育でも人手不足の中で、人見知りの多い時期の子供を受け入れる体制が取れるのか、子供の安全を保障できるのかという課題もあります。公定価格、利用料については現在検討中であり、年末に示されることになってはいますが、子供の利用時間に対応した収入のみとなると、病気などでキャンセルが生じれば、たちまち赤字となり得ます。事業として成り立つのか難しいところではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

1点目、こども誰でも通園制度と一時預かり事業は、利用する側からすれば同じようなものではないかとの声もありますが、こども誰でも通園制度を開始することを理由に、一時預かり制度を縮小するお考えはありますか。

2点目、昨年2月議会での市の御答弁にありました課題では、保育士及び保育室に余裕がない、子供への影響についても、利用時間に制約があるため、環境変化に対応する心身への負担が大きいものと推察されることでしたが、現在どのような状況でしょうか。

3点目、保育園等からはどのような声がありますか。

以上3点、御答弁よろしくお伺いいたします。

**○議長（田窪秀道）** 答弁を求めます。藤田福祉部こども局長。

**○福祉部こども局長（藤田恵女）**

（登壇） こども誰でも通園制度についてお答えいたします。

まず、一時預かり事業の縮小についてでございます。

こども誰でも通園制度は、全ての子供の良質な生育環境を保障することを目的としております。一方で、一時預かり事業は、主に保護者の育児負担の軽減を目的としており、その目的が異なっております。

一時預かり事業は、子供の経験や成長を促進するために利用されることもありますが、利用希望者が多いため、こども誰でも通園制度の実施後もニーズの減少はないと考えております。

国におきましても、両事業は補完関係にあると見解を示しているように、両立させることで、多様なニーズに応じた子育て支援を継続してまいります。

次に、こども誰でも通園制度の課題についてでございます。

令和6年2月議会で答弁しましたように、保育士の確保は依然として厳しい状況でございます。また、月の利用上限時間が10時間であることから、通常保育や一時預かり事業に比べ、子供が集団生活に慣れるには時間がかかると推察されます。初期の親子通園や同一園での定期的な利用など、子供が無理なく園になじむことができる方法を選択する必要があると考えております。

次に、保育園等からの声についてでございます。

令和7年7月に、市内の教育・保育施設を運営する事業者を対象に事業説明会を実施した際、利用料や給

付費などが示されていないため、事業の実施について具体的に検討ができないとの意見がございました。今後、国から公定価格などが示され次第、速やかに事業者へ通知し、事業実施に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 片平恵美議員。

○7番（片平恵美）（登壇） 本来の趣旨は、未就園児を育てる家庭への支援と、未就園児であっても集団の中で子供が育つ場の提供ですが、そのためには課題がてんこ盛りです。国に対して、要望していただきたいことが3点あります。

1点目、子供に適切な保育を提供できるように、基準を引き上げること。

2点目、事業として成立するように、保育単価を引き上げること。

3点目、地域全体の子育て環境を改善できるように、市町村に対する補助制度を充実させつつ、市町村の権限を保障することです。

この3点を、ぜひ要望していただきたいと思います。